

令和2年度

第13回教育委員会（臨時）

令和2年12月28日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和2年12月28日 午後1時30分～

場 所 丹波篠山市立田園交響ホール 楽屋A

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第2 会期の決定

自 令和2年 12月28日

至 令和2年 月 日

日間

日程第3 報告事項

1 丹波篠山市立歴史美術館の史料にかかる事案について (文化財課)・・・1頁

日程第4 協議事項

第1号 丹波篠山市立歴史美術館における史料の管理・提供方法について

(文化財課)・・・5頁

報告 1

丹波篠山市立歴史美術館の史料にかかる事案について

丹波篠山市立歴史美術館の史料にかかる事案について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年12月28日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

丹波篠山市立歴史美術館の史料にかかる事案について

1 事案の概要

9月末頃、丹波篠山城下商店連合会より、文化財課長に商店連合会カレンダーに掲載する古地図の提供について相談があり古地図の史料原本が歴史美術館に収蔵されていることから「丹波国篠山御城図（昭和六年九月）」の複写を提案し、歴史美術館で申請手続きするよう案内した。

10月13日、歴史美術館に於いて、丹波篠山城下商店連合会事務局が絵図の申請手続きを行う。歴史美術館指定管理者ウイズささやまが対応し、「丹波国篠山御城全図（明治四年九月）」及び「丹波国篠山御城図（昭和六年九月）」の電子データとパソコン出力（紙面）を提供した。

商店連合会は、歴史美術館から提供を受けた「丹波国篠山御城全図（明治四年九月）」の電子データを用いて2021年用カレンダーを印刷（6,000枚）し、12月初旬頃、商店連合会会員に配布し、さらに各商店から顧客等に対して約2,700枚が配布された。

令和2年12月15日（火）15時30分頃、市内有識者が丹波篠山市人権推進課を訪れ、商店連合会が配布している2021年用カレンダーに差別語表記のある古地図「丹波国篠山御城全図（明治四年九月）」が掲載されてることを申し出があり本事案が発覚した。

2 差別語表記のある史料が提供された状況と原因

（1）史料の閲覧、複写、掲載、借用などの対応（レファレンス）の現況について

歴史美術館に収蔵される史料は、市が所有する史料（565件）、個人から寄託を請け預かっている史料（50件）が存在し、館蔵品調査台帳（一覧）及び寄託品台帳（一覧）により管理されており、原則、指定管理者はこの調査台帳に基づき史料の案内や閲覧などのレファレンス業務にあたる。なお、この館蔵品調査台帳（一覧）及び寄託品台帳（一覧）は教育委員会文化財課と共有している。

（2）史料の利用に関する事務分掌及び決裁について

教育委員会と指定管理者の事務分掌については、平成28年4月1日（指定管理期間5年）に締結された歴史美術館の管理に関する基本協定書において、学芸員有資格者の配置及び史料のレファレンス業務は指定管理者の業務と記されていることに基づき実施されている。またウイズささやまから提出された令和2年度歴史美術館事業計画書

においても同様に学芸員有資格者の配置、レファレンス対応及び史料の展示を行う旨の記載に基づき指定管理者が史料に関する事務的手続きを行う。

決裁については、指定管理者ウイズささやまは、史料の閲覧やデータ提供する場合は課長までの社内決裁としている。史料原本の借用の許可については、別途事前に教育委員会の決裁を必ずとることとしている。対応した各種手続きについては、月次報告書で毎月教育委員会へ報告することとなっている。

また、史料に関し不明な点は常時教育委員会へ問い合わせを行うこととしている。

(3) 原因について

差別表記のあった本古地図については、平成30年6月に歴史美術館に於いて教育委員会が展示をした際に、差別表記があることを市民から指摘を受け、即時撤去した経緯がある。

そこで防止策として、史料の取扱いを行うウイズささやま社員及び文化財課向けに本絵図を題材として人権研修を実施するとともに、所蔵史料の確認、原本史料及び台帳への注意記載を行い管理していた。

※写真1-2



写真1 原本史料

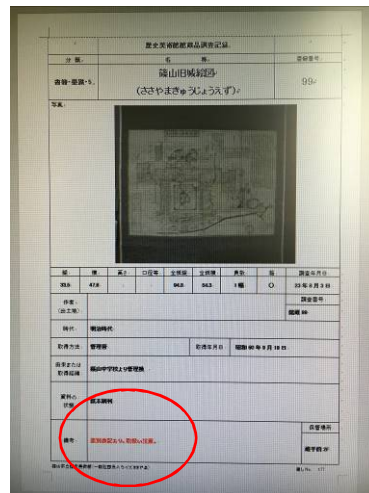


写真2 調査台帳

こうした防止策の中で、今回差別表記のある写真データ提供に至った原因の分析を行った。

丹波篠山城下商店連合会から古地図の提供依頼を受けた教育委員会文化財課長が、ウイズささやまに対応するよう口頭で伝えた時、「カラー刷りの城絵図を希望されていること」「可能な範囲で依

頼者の希望を聞くこと」という曖昧な伝え方をした。

次に、歴史美術館での窓口対応の時、ウイズささやまが所有する写真データファイルの中から「丹波国篠山御城全図（明治四年九月）」（平成23年8月3日ウイズささやま撮影）及び「丹波国篠山御城図(昭和六年九月)」(平成23年8月3日ウイズささやま撮影)の写真データファイルを直接選び出し、史料原本及び台帳を確認すること無く2種類の電子データを提供した。

本来は、提供される前に指定管理者内で複数人を経るべきであったが決裁が行われなかった。

原因として、①最初に教育委員会と指定管理者との詳細な意思疎通が行われなかったこと、②原本や調査台帳には注意書きがされていたものの写真データには差別に関する注意書き等の措置がされてなかったこと、③指定管理者内での多重チェックが行われていなかったこと、また、④史料データ提供の際、研修で題材となった史料であることに気づけなかったことなどが挙げられる。

3 再発防止に向けて

教育委員会は、この度の事案を重く受け止め、差別表記のあった地域の方々をはじめ市民に対し、誠意と責任をもって再発防止に取り組みます。

(1) 原因分析と改善策の実施

教育委員会は、今回のこうした複数の原因の分析と改善策を検討し、指定管理者と共に確実に改善策を実施する。

(2) 研修会の実施

令和2年12月25日18時から約1時間にわたり、市内有識者を講師として、教育委員会主催での研修を実施し、各所属代表者およびウイズささやま社員が参加した。参加した所属代表者は各所属先で全ての教育委員会職員を対象に当日収録した記録ビデオを視聴すると共に勉強会を開催する。また、史料を扱うものは継続的に研修を実施する。

協議第1号

丹波篠山市立歴史美術館における史料の管理・提供方法について

丹波篠山市立歴史美術館における史料の管理・提供方法について、教育委員会の協議を求めます。

令和2年12月28日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川修哉

《以下次頁》

丹波篠山市立歴史美術館における史料の管理・提供方法について

1 史料の管理・提供方法の考え方

史料には、人権を侵害する差別語や表現が記載されている可能性があり、差別を助長するような事案を起こさないよう細心の注意を払って取り扱う必要がある。

システム上のミスを起こさない方策の作成、人為的なミスを起こさないための方策を作成することはもとより、この度のような事案を再度起こさないためには史料を扱う全ての職員及び社員の人権感覚を常に高めておくことが最重要である。

2 史料の管理・提供方法

- (1) 史料に関する情報を共有するため、定期的に教育委員会と指定管理者で連絡会を開催し、情報の受け渡しに間違いがおこらないようにする。
- (2) 史料に関する電子データの管理について、速やかに調査台帳以外の電子データの確認とデジタルデータファイルの整理を行う。
- (3) 人権侵害にかかわるような史料についての扱いについて文化財課及び指定管理者で共通のマニュアルを作成する。
- (4) 史料に関するもの（写真データなどウイズささやま所有のものを含む）を、外部に提供する時は、共通の様式を用いて指定管理者内で決裁を済ませた上、教育委員会決裁とする。（令和2年1月2日より実施。）
- (5) 史料の扱いについて不明な点などがある場合は、文化財課と協議を必ず行った上で史料を取り扱うこととする。
- (6) 史料を扱う全ての職員の人権感覚や意識を低下させないため年に2回の人権研修を義務付けることとし、人権意識の低下による人為的ミスを徹底して防ぐことに努める。

教育委員会 決裁	教育長	部長	次長	課長	副課長	課長補佐	係長	係	合議:人権推進課

指定管理者 決裁	責任者	受付

丹波篠山市立歴史美術館資料(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請書

日時	自 令和 年 月 日(午前・午後) 至 令和 年 月 日(午前・午後)
(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請資料名	
目的	
上記により丹波篠山市立歴史美術館資料等の(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請をいたします。	
<p>丹波篠山市教育委員会 教育長 前川 修哉 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請者 干 住所 氏名 印</p>	

	教育長	部長	次長	課長	副課長	課長補佐	係長	係
決裁								

丹波篠山市立歴史美術館資料(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請書

日時	自 令和 年 月 日(午前・午後) 至 令和 年 月 日(午前・午後)
----	-------------------------------------

(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請資料名

目的

上記により丹波篠山市立歴史美術館資料等の(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請をいたします。

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修哉 様

令和 年 月 日

申請者

〒

住所

氏名

印

決裁							責任者	受付

一般社団法人ウイズささやま資料(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請書

日時	自 令和 年 月 日(午前・午後) 至 令和 年 月 日(午前・午後)
----	-------------------------------------

(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請資料名

目的

上記により一般社団法人ウイズささやま資料等の(閲覧・貸出し・写真撮影・掲載・複写)申請をいたします。

一般社団法人ウイズささやま
代表理事 井本 季伸 様

令和 年 月 日

申請者

〒

住所

氏名

印

電話